

財務省告示第三百八十二号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号）第九十八条第二項の規定に基づき、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を次のように定めたので、公表する。

平成十六年八月二十七日

財務大臣 谷垣 禎一

第一 本指針策定の背景及び目的

健康増進法（平成十四年法律第百三三号）が平成十五年五月一日に施行され、同法に基づく健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成十六年厚生労働省告示第二百四十二号。以下「健康診査等指針」という。）が平成十六年六月十四日に公示されたところである。

本指針は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第九十八条第二項及び第三項の規定に基づき、健康診査等実施指針と調和を保ちつつ、国家公務員共済組合の組合員及びその被扶養者（以下「組合員等」という。）を対象として国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会（以下「組合等」という。）が行う健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のために必要な事業（以下「保健事業」という。）に関して、その適切かつ有効な実施を図るため、基本的な考え方を示すものである。

第二 組合等の役割

組合等は、法第九十八条第一項第一号の規定により、組合員等の保健事業を行うことができることとされている。

一方、国及び独立行政法人等は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）又は人事院規則の規定により職員の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずることとされていることから、組合等が保健事業を行う場合には、国及び独立行政法人等と相互の保健事業の実施に関して十分な調整及び連携を図り、適切かつ有効な保健事業

の実施に努めることとする。

第三 保健事業

1 基本的な考え方

近年、生活環境の変化、高齢化の進展に伴って、疾病に占める脳卒中、心臓病、がん等の生活習慣病の割合が増えてきており、生活習慣病が死因の約六割を超えるに至っている。また、医療費に占める生活習慣病の割合についても四割に近づくに至っている。

しかしながら、生活習慣病は、多くの場合、食事や運動などの日常の生活習慣を見直すことによってその発症又は進行を未然に防ぐことが可能であると言われている。一方で、本人に明確な自覚症状がないまま、症状が悪化することが多いことから、本人が自らの生活習慣の問題点を発見かつ意識し、その特徴にに応じて、生活習慣の改善に継続的に取り組み、それを支援していくことが必要である。

このような生活習慣の改善の取組みは、個人の生涯にわたる生活の質の維持及び向上に大きく影響し、ひいては、老人医療費を中心とした医療費全体の適正化にも資するものである。

このようなことを踏まえ、組合等においては従来の疾病対策の中心であった二次予防（健康診査等による疾病の早期発見及び早期治療をいう。）や三次予防（疾病が発症した後、必要な治療を受け、機能の維持及び回復を図ることをいう。）にとどまることなく、一次予防（生活習慣を改善して健康を増進し、発症を予防することをいい、健康診査の結果等を踏まえ特に発症予防のための指導が必要な者（以下「要指導者」という。）に対して生活習慣の改善に関する指導を行うことを含む。）にも重点を置いた組合員等の自主的な健康増進及び疾病予防の取組みについて、組合員等の特性を踏まえた適切かつ有効な保健事業を展開することを目指すものである。

2 具体的内容

組合等は、本項に示す保健事業の実施に努めることとする。

一 健康教育

健康教育については、組合員等の状況に応じて、個人を対象とした健康教育及び集団を対象とした健康教育を適切に組み合わせ、効率的な実施に努めることとする。

生活習慣病は生命及び健康に対して危険をもたらすものであることを示す一方で、個人の取組みが生活習慣の改善につながった好事例を示すなど、具体的な事例を挙げながら、運動習慣、食習慣、喫煙、飲酒及び歯の健康の保持等について、生活習慣に着目した健康管理の重要性を組合員等に理解させるとともに、生活習慣の改善に向けたポイントが具体的に分かりやすく、組合員等に伝わるような工夫を行い、さらに、テーマ別の教室を開催するなど、組合員等が問題意識を持ちやすくなるよう実施方法を工夫することとする。

単なる知識の伝達にとどまらず、組合員等が自らの生活習慣の問題点を発見かつ意識し、自主的にその改善に継続的に取り組み、組合等はそれを支援していくといった事業の展開に努めることとする。

心の健康は、身体的な健康とも密接に関わっていることから、心の健康に関する正しい知識の普及及び啓発等を通じ、心の病気の予防、早期発見及び早期治療ができるような健康教育を推進し、また、その際、プライバシーに配慮する一方で、必要な指導及び教育を受けられる窓口を、他の健康教育と一体的に行うなど、心の健康に関する健康教育が利用しやすくなるよう工夫することとする。

喫煙及び飲酒が健康に及ぼす悪影響については、多くの疫学研究等により指摘がなされており、例えば、喫煙の弊害を具体的な数値を挙げて説明するなど、効果的な指導及び教育を行うこととする。

二 健康相談

健康相談については、組合員等の相談内容に応じ、本人の主体性を重んじながら、生活習慣の改善をはじめとして、必要な助言及び支援を行うこととし、その際には、組合員等のプライバシーに配慮することとする。

定期的に健康相談を開催し、組合員等の参加を促すとともに、疾病別に行うなど、より効果的で充実したも

のとなるよう工夫することとする。

また、組合員等が利用しやすいよう、実施時間に配慮する、職場内に健康相談室を設ける、巡回相談を行う、専門の電話相談窓口を設ける、電子メールを活用するなどの工夫を行い、従来健康相談を利用する機会が少なかった組合員等にも利用の機会を増やすよう努めることとする。

一方、組合員等が、心の健康に関する相談をしやすい環境となるよう、例えば他の健康相談と一体的に実施するなどの工夫をすることとする。

三 健康診査

健康診査については、他の実施者の実施状況、医学的に有効な検査項目及び検査方法などに関して可能な範囲で情報収集を行うなど、科学的知見の蓄積等を踏まえて検査項目及び検査方法の設定及び見直しを行うこととする。

検査項目及び検査方法の設定又は見直しを他の事業者に委託する場合には、委託契約において、当該事業者が必要な情報収集を行い、検査項目及び検査方法を適切に見直すことを求める。

組合等は、健康診査を行った場合には、速やかに、治療を要する者及び要指導者等を把握して、本人に結果を通知し、また、結果通知については、医師又は保健師等の助言を得て、治療を要する者に受診を奨励するなどして早期療養の実績を上げるよう努めることとする。

3 その他の健康の保持増進のための事業

前記一から三に掲げるもののほか、健康増進及び疾病予防の観点から、各種の健康の保持増進のために必要な事業の実施に努めることとする。

第四 事業実施上の留意事項

保健事業を実施するに当たっては、特に以下の事項に留意することとする。

1 保健事業の担当者

第三に掲げられた保健事業（「3 その他の健康の保持増進のための事業」を除く。）を実施する際には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士等、生活習慣病の予防等に関し知識経験を有する者をもって充てることとする。

担当者の資質の向上のため、加入者の生活習慣の改善等に向けた取組みの目的及び内容を理解させ、さらなる知識及び技術を習得させるため、定期的な研修を行うこととし、他の組合等と共同して行うなどより効果的で充実したものとなるよう工夫することとする。

2 委託事業者の活用

より適切かつ有効な保健事業を行うために委託事業者を活用する場合は、事業が効果を挙げるよう、保健や医療に関する専門家を有し、保健指導を効果的に行うノウハウを有する者に委託することとする。

委託を行う際は、効果的な事業が行われるよう、委託事業者との間で、保健事業の趣旨や対象者への対応について、事前に十分な協議を行い、共通認識を得ておくこととする。

3 保健事業の内容の周知

保健事業の内容は、より多くの組合員等が積極的に参加できるように分かりやすい形で、機関紙等を通じて周知することとする。

4 健康情報の継続的管理

組合等は、組合員等の健康水準の維持及び向上に役立てるため、国及び独立行政法人等あるいは他の保険者（以下「事業主等」という。）が行う健康診査の結果、保健指導の内容及び主な受診歴等の情報（以下「健康情報」という。）について、可能な範囲でこれを入力し、継続して管理することにより、組合員等による自己の健康管理を支援するとともに、健康情報の分析を行うなど、疾病の予防及び進行の防止に努めることとする。

また、健康情報について、事業主等から提供を受ける場合又は事業主等に提供する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得るなど、プライバシーに配慮することとする。

一方、保険者を移動する際において、組合員等が希望する場合には、移動元の組合が保存及び管理している健康情報を本人に提供するとともに、移動先の保険者に同情報を提供するように本人に対し勧奨することとする。

さらに、健康情報の継続的な管理に資するよう、既存の健康手帳等の活用や健康診査の記録をとじられる記録簿を新たに発行するなど、必要に応じて工夫を行うこととする。